

令和2年度 保育園・認定こども園(保育部)等の利用案内

この案内には、菊川市における保育所等の教育・保育給付認定申請、利用申請に関する
手続、必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで申請してください。

この案内の保育所等とは

①認可保育園、②認定こども園(保育部)③小規模保育事業 等の施設・事業のことです。

【募集の概要】

令和2年度(令和2年4月～)の入所を希望する方

◎受付期間(厳守)

10月1日(火)～10月15日(火) ※土日祝日は除く。

◎受付時間

午前8時15分～午後5時 ※期間中の水曜日は午後7時まで

◎申請場所

菊川市こども政策課(プラザけやき館内:菊川市半済1865番地)

※1 上記期間に受け付けた申込みのうち、入所希望月が4月～6月のものを第1期選考対象
として利用調整(入所選考)します。

※2 入所希望月が7月以降の申込みは、入所希望月の3ヶ月前の月に利用調整を行い、概ね
2か月前までに利用調整結果を通知します。

※3 上記期間後も入所申込みは随時受け付けていますが、提出日や入所希望月が後になるほ
ど、保育所等の受入人数に余裕がなくなり、希望に添えない場合が多くなります。

※4 いずれの時期の申込みも、全体の申込み状況や保育所等の受入可能人数、申込者間の「保
育の必要性の高さ」により、利用をお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

【令和2年度の年齢別クラス】

| クラス(実施年齢) | 生年月日 |
|-----------|-----------------------------------|
| 0歳児 | 平成31年(2019年)4月2日～ |
| 1歳児 | 平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日 |
| 2歳児 | 平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日 |
| 3歳児 | 平成28年(2016年)4月2日～平成29年(2017年)4月1日 |
| 4歳児 | 平成27年(2015年)4月2日～平成28年(2016年)4月1日 |
| 5歳児 | 平成26年(2014年)4月2日～平成27年(2015年)4月1日 |

お問い合わせ先

こども未来部 こども政策課 幼保こども園係

住所 〒439-0019 菊川市半済1865番地 電話 0537-37-1131

1 (重要) はじめに確認していただきたいこと

保育所は保護者が何らかの理由で、お子さんを保育できない場合に保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

保育所は、国で定められた基準により運営されており、保育所の入所に関しても様々な約束事があります。保育所に入所した場合は、保育所の約束事を守っていただくことになります。

(1) 保育所等の見学

可能であれば申請前に、利用希望の保育所等を見学し、利用が決まった場合に通えるか、条件等を確認してください。見学をする際は、保育所等へ直接お問い合わせください。

(2) 慣らし保育について

家庭から保育所等への突然の環境変化により、お子様に多大なストレスがかからないように「慣らし保育」（2週間程度）が行われます。慣らし保育は、原則利用開始日より前に行うことはできませんので、家族や雇用先等に相談のうえ、対応をお願いいたします。

(3) 利用調整（入所選考）について

保育所等の入所選考である利用調整は、基準日（第1期基準日：令和元年10月15日）時点の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。基準日以降に保護者の退職・転職や転居、出産等で家族構成が変わるなど世帯の状況が変わる又はその可能性があるときは、こども政策課へ必ずご相談ください。

令和元年10月15日までに受付した申込みのうち、入所希望月が4月～6月のものを利用調整（入所選考）します。なお、入所希望月が7月以降の申込みは、入所希望月の3ヶ月前の月の20日（休日の場合は前日）に利用調整を行い、概ね2か月前までに利用調整結果を通知します。

(4) 特別な支援を必要とするお子さんについて

障がいや重い食物アレルギーのあるお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前にこども政策課へ必ずご相談ください。また、お子さんの心身の状況や発達について気がかりな点やご心配がある場合は、申請資料に記入してください。

※現在、市内に医療的ケア（吸引、経管栄養、酸素吸引など）に対応できる保育所等はありません。

(5) 病後児保育について

病後児保育は「おおぞら認定こども園」にて対応しており、事前登録が必要になります。

(6) 申請時と世帯状況等が変わった場合

入所後においても、申請時と世帯状況等が変わった場合は、教育・保育給付認定変更認定申請書と要件に応じた添付書類を提出してください。

※「保育を必要とする事由」等に該当しなくなった場合は、退園となります。

※変更により保育料等が変わる場合は、申請日の翌月から反映されます。

① 氏名や住所が変更となった場合（市外への転居は、事前に連絡をお願いします。）

② 転職や退職による就労内容の変更（転職の場合は就労証明書を添付）

③ 家族構成の変更（婚姻、離婚、出生等の家族の増減）

(7) 追加情報について

この利用案内に掲載が間に合わなかったものについては、1月上旬以降菊川市ホームページ等で情報提供しますので、ご注意ください。

2 手続きの流れ

(10月の一斉申込の場合 = 令和2年4月～6月に入所希望の方)

| | |
|--------------------------|--|
| ※ 保育所等の見学や事前相談 | 入所を希望する保育所等の園内自由見学会に参加するなどして、入所後の条件などを確認 |
| 1 教育・保育給付認定申請及び入所申込 ↓ | 申請書及び就労証明書等の書類を準備の上、書類一式を申込期間内(10月1日～15日)に提出してください。 |
| 2 認定決定(2号・3号) ↓ | 受付した申請書をもとに、認定証を郵送します。 (11月下旬頃までに郵送予定) |
| 3 利用調整(入所者の選考) ↓ | 11月～1月中旬頃、保護者の就労状況や保育所等の状況等により利用調整を実施します。 |
| 4 利用調整結果の通知(利用承諾書) ↓ | 利用承諾書を1月下旬～2月上旬頃に郵送にてお知らせします。 ※広域入所を希望される方は、通知が遅れることがあります。 |
| 5 入所決定 ↓ | <ul style="list-style-type: none"> ・3月に保育所等入所準備のため、保護者等との面談や入所に必要な手続きを行います。 (各保育所等で実施するため、時期が前後することがあります。) ・市より利用者負担に関する通知を郵送します。 |
| 6 入所開始 | 令和2年4月1日、5月1日、6月1日から入所となります。 |
| ※ 利用調整結果の通知(保育所入所保留通知書) | <ul style="list-style-type: none"> ・入所できない方には、初回のみ、保育所入所保留通知書を郵送にてお知らせします。 ・申込書は、令和2年4月～令和3年3月まで有効です。 (求職活動の場合は、有効期間が3ヶ月です。) ・申込みを取り下げる場合、希望保育所を変更する場合等は、こども政策課までご連絡ください。 |

【留意事項】

(1) 認定決定(2号・3号)

申込み後、菊川市で審査した結果、保育を必要とする事由に該当する方には教育・保育給付認定証を送付します。(入所決定の通知ではありません)

(2) 利用調整(入所者の選考)

菊川市が各保育所等と入所審査・調整を行い、**菊川市が入所者を決定**します。認定こども園の場合は、菊川市が利用調整を行い、各認定こども園が入所者を決定します。

※入所可能定員に対し申請過多の場合は、保護者の勤務時間等保育を必要とする理由で優先度が高い順に入所決定を行います。

| 優先度 | 保護者就労状況等 | 労働時間・日数 | 世帯の状況 | 所得の状況 |
|-----|----------|---------|-------------|-------|
| 高い | 常勤就労者 | 長い・多い | 両親がいない | 所得が低い |
| ↑ | 非常勤就労者 | | ひとり親 | 所得が高い |
| ↓ | 就労内定者 | 短い・少ない | 保護者と児童のみ | 滞納がある |
| 低い | 就労未定者 | | 保育できる親族と同居等 | |

※入所希望者が多数のため、入所できない場合や希望する保育所等へ入所できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

(3) 利用調整結果(待機順位)の開示

入所保留者を対象に以下のとおり開示します。※待機順位は随時変動します。

開示の内容・・・第1希望園の待機順位(保留決定日時点)

開示の表示・・・〇〇保育園：3番以内(4番から6番、7番以降)

※請求時には、運転免許証等、本人確認できるものが必要です。

※電話、電子メール等による開示請求は受け付けません。

3 保育所等の入所申込の基準

次のいずれにも該当し、お子さんを家庭で保育できない場合に申し込みすることが出来ます。

- (1) 0歳（概ね生後6か月）から就学前の児童であること。
- (2) 保護者が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当すること。
- (3) 原則、菊川市内に住所を有すること。

【保育を必要とする事由】

| 事由 | 保護者の状況 | 保育必要量 |
|-------|---|------------------|
| 就労 | 就業形態を問わずに就労している場合 (原則、1か月64時間以上の勤務を要する) | 標準時間又は短時間 |
| 求職活動 | 求職活動(起業準備も含む)を継続的に行っている場合。 (入所月から3ヶ月以内に就業することが条件) | 短時間 |
| 妊娠・出産 | 出産前後の期間で、保育を必要とする場合 (出産予定月の前々月の初日から、出産後8週間経過した日の属する月の末日までの間) | 標準時間(希望により短時間も可) |
| 災害復旧 | 自然災害等により居宅を失ったりして、復旧に当たっている場合。 | |
| 疾病等 | 保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合。 | 標準時間又は短時間 |
| 看護・介護 | 親族を介護や看護する場合。 | |
| 就学 | 大学や職業能力開発校等に通学している場合。 | |

【保育必要量と保育利用時間】

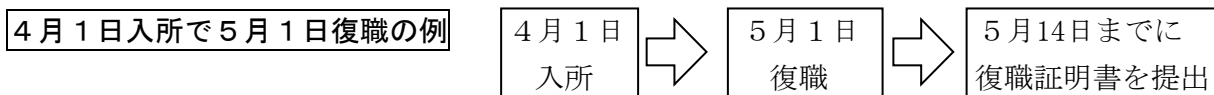
保育必要量が「保育標準時間（最長11時間）」「保育短時間（最長8時間）」のどちらの区分で認定されているかによって、保育所の利用時間帯が異なってきます。保育所等によって開所時間帯及び保育時間帯が異なりますので保育所にお問い合わせいただくか、保育所等一覧表でご確認ください。

※保育必要量の保育標準時間は、例えば、月120時間（週30時間）以上の就労・就学で保育を必要とする場合に認定されます。

【育児休業取得中の方】※令和2年4月1日からの変更点

育児休業取得中の方は、保育を必要とする事由に該当しないため、保育所等の申請はできませんが、入所希望月の翌月1日までに復職できる場合には、申請することができます。

また、入所決定した場合には「復職日から2週間以内」に復職証明書をこども政策課に提出してください。復職されない場合や復職証明書の提出がない場合は、利用終了（退所）となります。



4 入所申込に必要な書類等

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書（保育台帳）
- (2) 児童の状況等調査
- (3) 誓約書兼承諾書
- (4) 令和2年度保育所等入所申請書類確認票
- (5) 保育の必要性を確認する書類
- (6) その他、特別な「保育を必要とする事由」の場合は、市が指定する書類
- (7) 認印（スタンプ印不可）
- (8) 身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

※全ての書類をそろえて御提出ください。不備の場合は申込できません。

5 必要書類（提出書類）の注意事項

(1) 「4 入所申込に必要な書類」(1)～(4)について

- ・入所希望児童1名につき各1枚必要となります。
- ・教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書（保育台帳）には、希望保育所等の記入欄が第3希望までありますが、3箇所未満の記入でも構いません。また、4箇所以上を希望される場合等は、その他の希望欄に御記入ください。

市では、御記入いただいた希望保育所等の全園で、入所できるかの利用調整を行います。御記入のない保育所等の利用調整は行わないため御了承ください。

なお、利用調整により保育所等が決定した後、「第1希望ではない」「送迎が難しい」等の理由で入所を辞退されることは、他の申込者や保育所等に御迷惑がかかりますので、実際に通園可能な保育所等を御記入ください。

また、利用決定後の利用希望月変更は、「決定取下げ」となりますので十分ご検討いただいた上で申請ください。

(2) 「4 入所申込に必要な書類」の(5)について

- ・入所希望児童が複数いる場合や既に在園している兄や姉の現況届を作成する場合は、**一番上の子に原本を添付し、下の子に写しを添付**してください。
- ・入所希望児童の保護者（基本的に父母）は必ず「**保育の必要性を確認する書類**」が必要です。
- ・入所希望児童と**同住所の65歳未満の同居親族がいる場合、「保育の必要性を確認する書類」の提出**をお願いしています。提出がない場合、入所優先度が下がりますので御了承ください。

| 保育を必要とする理由 | 保育の必要性を確認する書類（証明書） |
|-------------|---|
| 家庭外労働（会社員等） | 就労証明書 ※就労先（就労内定先）にて記載・証明をお願いします |
| 家庭内労働（自営業等） | 自営業・農業等従事申告書 + 自営・会社経営の証明書の写し（確定申告書1・2表、営業許可証等） ※証明が必要となる人の氏名が確認できるページの写しを添付。 |
| 求職活動 | 求職活動申告書兼誓約書 + ハローワークカード等の写し |
| 妊娠・出産 | 母子健康手帳の写し |
| 災害復旧 | 罹災証明書 |
| 疾病・障がい等 | 申立書 + 医師の診断書若しくは障害者手帳等 |
| 親族の介護等 | 申立書 + 介護が必要となる証明書の写し（障害者手帳、医師の診断書等） |
| 就学 | 申立書 + 在学証明書及びカリキュラム |

※「医師の診断書」は、必要な療養期間、日常生活への程度を記載してもらってください。

(3) 転入者について（必要な書類等について）

【申込期間】

- ・転入者の一斉申込期間は、市内在住者と同様に令和元年10月1日（火）から10月15日（火）となります。

現在のお住いの市町村の申請期間と異なる場合がありますので、ご注意ください。なお、申請は、お住いの市町村を通じて手続きをお願いいたします。

【入所調整】

- ・添付書類等で転入先の住所等が確認でき、かつ、入所希望日の前日までに菊川市に転入されることを条件に市内在住者とみなし入所調整を行います。
このため、入所決定後、入所希望日の前日までに菊川市に転入されない場合は、不承諾となる可能性があります。

【課税証明書】

- ・保育料は、保護者の市民税所得割額をもとに算定されます。マイナンバー制度の情報連携を運用中ですが、転入などで菊川市に住民票がなかった方は、住民票のあった自治体から下記の書類（父母それぞれの分）を取得し、入所申請書に添付するようご協力ください。

【平成31年1月2日～令和2年1月1日に菊川市に住民登録された方】

- ・平成31年度市町村民税 課税証明書（平成30年中の所得）の写し

6 保育料について

(1) 決定方法について

- ・保育料は、入所希望児童の保護者（父母等）の市民税所得割課税額の合算により算定します。
- ・祖父母と同居している世帯で、保護者（父母等）の市民税の課税が無い場合、祖父母の市民税所得割課税額により算定します。
- ・未申告世帯等の場合、算出根拠となる課税資料がなく正確な算定が出来ないため、児童の年齢の最高額の保育認定使用料を納めていただきます。
- ・保育料を算定する市民税額は、配当控除、外国税額控除、住宅取得(等)特別控除、住宅耐震改修特別控除、配当割、株譲渡割及び寄付金控除が、控除される前の金額を用います。
- ・保育料は月額で決定しており、都合により欠席した場合や月の途中で退園した場合も保育料は変わりません。
- ・年齢は児童の入所した年度の4月1日時点で判定します。

(2) 保育料の算定について

- ・4月分～8月分の保育料は、平成31年度の保護者の市民税所得割課税額を基に決定します。
- ・9月分～3月分の保育料は、令和2年度の保護者の市民税所得割課税額を基に決定します。

※毎年9月が保育料の切り替え時期です。

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------------|----|----|----|----|-----------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 平成31年度の税額に基づく保育料 | | | | | 令和2年度の税額に基づく保育料 | | | | | | |

3歳児から5歳児クラスは、幼児教育・保育無償化により、保育料は無償になります。

※給食費等は、別途園から徴収されます。

(3) 保育料の支払いについて

- ・保育料の支払いは、口座振替での支払いをお願いしております。
- ・口座振替の登録は、指定金融機関で行います。詳細は、入所承諾通知書と併せてお知らせいたします。
- ・「口座振替納付書・自動振替利用申込書」の納付義務者は、保育所の申込書の保護者（申請者）氏名欄に記載した方としてください。
- ・兄弟姉妹が保育所に入所しており、既に登録済みの口座振替から納入を希望される方は、新たに手続きする必要はありません。
- ・口座振替は毎月末日ですが、末日が休業日の場合には前日の営業日になります。
- ・私立のこども園は、直接園に保育料の支払いを行います。園によっては保育料と併せて、諸費用の支払いをお願いすることがあります。

(4) 保育料の変更等について

- ・保育料の変更は、申請が必要です。結婚や離婚等により家族構成の変更があった場合にも保育料が変更となることがあります。
- ・算定基礎となった税額の修正や更正があった場合、保育料が変更となることがあります。変更となった場合、必要により適応期間の開始月に遡って保育料を変更し、追加徴収又は返還をさせていただきます。

(5) 寡婦（夫）控除のみなし適用について

- ・婚姻歴のない「ひとり親世帯」は、市民税額算定時には寡婦(夫)控除の対象ではありませんが、保育料算定の際には、寡婦(夫)控除があるものとみなして計算することが出来ます。希望される方は申請時にこども政策課にご相談ください。

参考

平成31年度保育認定使用料（保育料） 10月～

| 世帯の階層区分 | | 徴収基準額（月額） | | |
|---------|-----------|--------------------------|------------------------|---------------------|
| 階層区分 | 定義 | 0歳から2歳 （4月1日現在の年齢） | | 3歳以上 （4月1日現在の年齢） |
| | | 保育標準時間 （1日11時間の利用が可能） | 保育短時間 （1日8時間の利用が可能） | 0円 |
| 第1 | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 | |
| 第2 | 市民税非課税世帯 | | | |
| 第3 | 市民税所得割課税額 | 24,300円未満 | 10,600円 | |
| 第4 | | 48,600円未満 | 11,000円 | |
| 第5 | | 72,800円未満 | 21,900円 | |
| 第6 | | 97,000円未満 | 22,700円 | |
| 第7 | | 133,000円未満 | 35,000円 | |
| 第8 | | 169,000円未満 | 36,400円 | |
| 第9 | | 235,000円未満 | 44,400円 | |
| 第10 | | 301,000円未満 | 46,100円 | |
| 第11 | | 397,000円未満 | 50,000円 | |
| 第12 | | 397,000円以上 | 55,000円 | |

○保育認定使用料の負担軽減について（0歳児～2歳児）

- ①「ひとり親家庭世帯」または「在宅の障がい児がいる世帯」で、かつ第2階層（市民税非課税世帯）に該当する場合
⇒保育認定使用料は0円となります。
- ②「ひとり親家庭世帯」または「在宅の障がい児がいる世帯」で、市民税所得割課税額が48,600円～77,100円の場合
⇒保育認定使用料は、9,000円となります。
- ③第2階層（市民税非課税世帯）かつ第2子の児童の場合（第1子の年齢に関わらず）
⇒保育認定使用料は0円となります。
- ④兄弟等がいる世帯の場合（多子軽減）

【原則】小学校入学前までの間で保育所等に通園している兄弟姉妹がいる場合、保育認定使用料は最年長の児童から順に2人目は半額となります。



★世帯年収が約360万円未満の場合★
市民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親家庭世帯の場合は77,101円）の場合は小学生以上の兄弟等もカウント対象となります。また、市民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親家庭世帯の場合は、年齢に関わらず第1子の保育認定使用料が半額となり、第2子以降の保育認定使用料が無料となります。

※大学進学等で別居中の在園児童の兄姉がいる場合は、こども政策課へお知らせください。

【菊川市独自の保育認定使用料軽減について】

第1子、第2子の年齢や保護者の所得に関わらず第3子以降の保育認定使用料が無料となります。



令和2年度 菊川市保育園・認定こども園・幼稚園一覧表

【留意事項】

- ※1 「令和2年度の募集数」は、令和元年8月現在の見込数のため今後の変動することがあります。なお、募集数が0人の施設も希望施設とすることは可能です。
- ※2 幼稚園・認定こども園（幼稚部）の申込期間は、各施設によって異なります。
- ※3 募集数に記載された斜線は、歳児の受入がないことを示すものです。
- ※4 延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日や利用時間を超えて、保育を実施する事業です。希望があっても施設によっては、保育士配置状況等により利用ができない場合があります。
- ※5 延長保育事業の利用方法や利用料金は施設によって異なりますので、直接、施設へお問い合わせください。

【保育園】

| 公私 | 園名 | 住所 (電話番号) | 認定 区分 | 定員 | 開所時間 | 基本時間 | 延長保育 実施時間 | 令和2年度一斉申込期間・募集数※ | | | | | | |
|----|---------------|---------------------------------------|----------|-----|------------|------------|--------------------------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | | 期間 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| 私立 | 菊川保育園 | 潮海寺 41-2 (☎ 35-2562) | 保育部 | 110 | 7:00-19:00 | 8:00-16:00 | 18:00-19:00 | 10/1~15 | 5 | 10 | 0 | 6 | 1 | 3 |
| 私立 | 横地保育園 | 東横地 1729 (☎ 36-3318) | 保育部 | 130 | 7:00-19:00 | 8:00-16:00 | 7:00-7:59 | 10/1~15 | 8 | 11 | 4 | 0 | 0 | 2 |
| 私立 | 河城保育園 | 友田 15-3 (☎ 36-4667) | 保育部 | 60 | 7:00-18:30 | 8:00-16:00 | 7:00-8:00 16:30-18:30 | 10/1~15 | 2 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 私立 | ひかり保育園 | 下平川 2115-2 (☎ 73-2471) | 保育部 | 100 | 7:00-18:30 | 8:00-16:00 | 7:00-7:59 | 10/1~15 | 6 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公立 | 市外園 牧之原保育園 | 牧之原市東萩間 1987-5 (☎0548 -27-2223) | 保育部 | 120 | 7:15-18:15 | 8:15-16:15 | 7:15-8:15 16:15-18:15 | 10/1~15 | * | * | * | * | * | * |

※牧之原保育園の募集人数は未定です。

【小規模保育事業*】

| 公私 | 園名 | 住所 (電話番号) | 認定 区分 | 定員 | 開所時間 | 基本時間 | 延長保育 実施時間 | 令和2年度一斉申込期間・募集数※ | | | | | | |
|----|-----------------|---------------------------|----------|----|------------|------------|--------------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | | 期間 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| 私立 | なかうちだ のぞみ保育園 | 中内田 4744-1 (☎ 28-7870) | 保育部 | 18 | 7:30-18:30 | 8:30-16:30 | 16:30-18:30 | 10/1~15 | 2 | 2 | 2 | | | |

※小規模保育事業は、子ども・子育て支援新制度により新たな保育事業として位置付けられた施設で、0歳から2歳児までを対象とした、定員18人までの小規模な保育事業所です。卒園後の3歳児からは、改めて次年度の新規入所申請を行うため、3歳児以降の入所が確約された保育所ではありません。ご注意ください。

【認定こども園】

| 公私 | 園名 | 住所 (電話番号) | 認定 区分 | 定員 | 開所時間 | 基本時間 | 延長保育 実施時間 | 令和2年度一斉申込期間・募集数※ | | | | | | |
|----|--------------------|--------------------------|----------|-----|------------|------------|--------------------------|------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | | 期間 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| 私立 | 認定こども園 西方保育園 | 西方 1457 (☎ 36-4133) | 幼稚部 | 9 | 7:30-19:00 | 8:15-13:30 | 7:30-8:15 13:30-16:30 | 9/2~定員に 達するまで | / | / | / | 2 | 0 | 0 |
| | | | 保育部 | 90 | | 8:15-16:30 | 7:30-8:15 16:30-19:00 | | 10/1~15 | 7 | 2 | 4 | 2 | 0 |
| 私立 | 認定こども園 堀之内幼稚園 | 堀之内 69 (☎ 35-2504) | 幼稚部 | 174 | 7:30-18:30 | 8:15-15:00 | 7:30-8:15 15:00-17:00 | 9/2~10/4 | / | / | * | 27 | 0 | 0 |
| | | | 保育部 | 19 | | 8:15-16:15 | 7:30-8:15 16:15-18:30 | | 10/1~15 | / | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 私立 | 認定こども園 愛育保育園 | 堀之内 69 (☎ 28-8311) | 幼稚部 | 9 | 7:30-19:00 | 8:15-14:00 | 7:30-8:15 14:00-17:00 | 9/2~30 | / | / | / | 2 | 0 | 0 |
| | | | 保育部 | 100 | | 8:15-16:15 | 7:30-8:00 16:15-19:00 | | 10/1~15 | 12 | 2 | 3 | 0 | 0 |
| 私立 | 認定こども園 菊川中央こども園 | 本所 27 (☎ 35-2493) | 幼稚部 | 72 | 7:30-18:30 | 9:00-15:00 | 7:30-8:30 15:00-17:30 | 9/2~13 | / | / | / | 19 | 0 | 0 |
| | | | 保育部 | 90 | | 8:00-16:00 | 設定無 | | 10/1~15 | / | 10 | 3 | 3 | 0 |
| 私立 | 認定こども園 双葉こども園 | 本所 2227-1 (☎ 36-5031) | 幼稚部 | 15 | 7:00-19:00 | 8:00-14:00 | 7:00-8:00 14:00-17:00 | 9/2~30 | / | / | / | 2 | 0 | 2 |
| | | | 保育部 | 130 | | 8:00-16:00 | 18:00-19:00 | | 10/1~15 | 12 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| 私立 | 認定こども園 ひがしこども園 | 川上 1410-1 (☎ 73-5312) | 幼稚部 | 48 | 7:30-18:30 | 8:00-14:00 | 設定無 | 9/2~定員に 達するまで | / | / | / | 13 | 5 | 6 |
| | | | 保育部 | 123 | | 8:00-16:00 | 設定無 | | 10/1~15 | 7 | 7 | 2 | 4 | 5 |
| 私立 | 認定こども園 みなみこども園 | 高橋 3691 (☎ 73-4360) | 幼稚部 | 36 | 7:30-18:30 | 8:00-14:00 | 設定無 | 9/2~定員に 達するまで | / | / | / | 8 | 3 | 7 |
| | | | 保育部 | 93 | | 8:00-16:00 | 設定無 | | 10/1~15 | 7 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 公立 | おおぞら認定こども園 | 下内田 832 (☎ 35-2323) | 幼稚部 | 120 | 7:00-19:00 | 8:00-14:00 | 14:00-15:00 | 10/1~15 | / | / | / | 30 | 0 | 2 |
| | | | 保育部 | 135 | | 8:00-16:00 | 7:00-8:00 16:00-19:00 | | 10/1~15 | 7 | 5 | 3 | 0 | 0 |

※認定こども園堀之内幼稚園の幼稚部2歳児は、満3歳となった児童を受け入れる「満3歳児事業」となります。詳しくは、直接、施設へお問い合わせください。

【幼稚園】

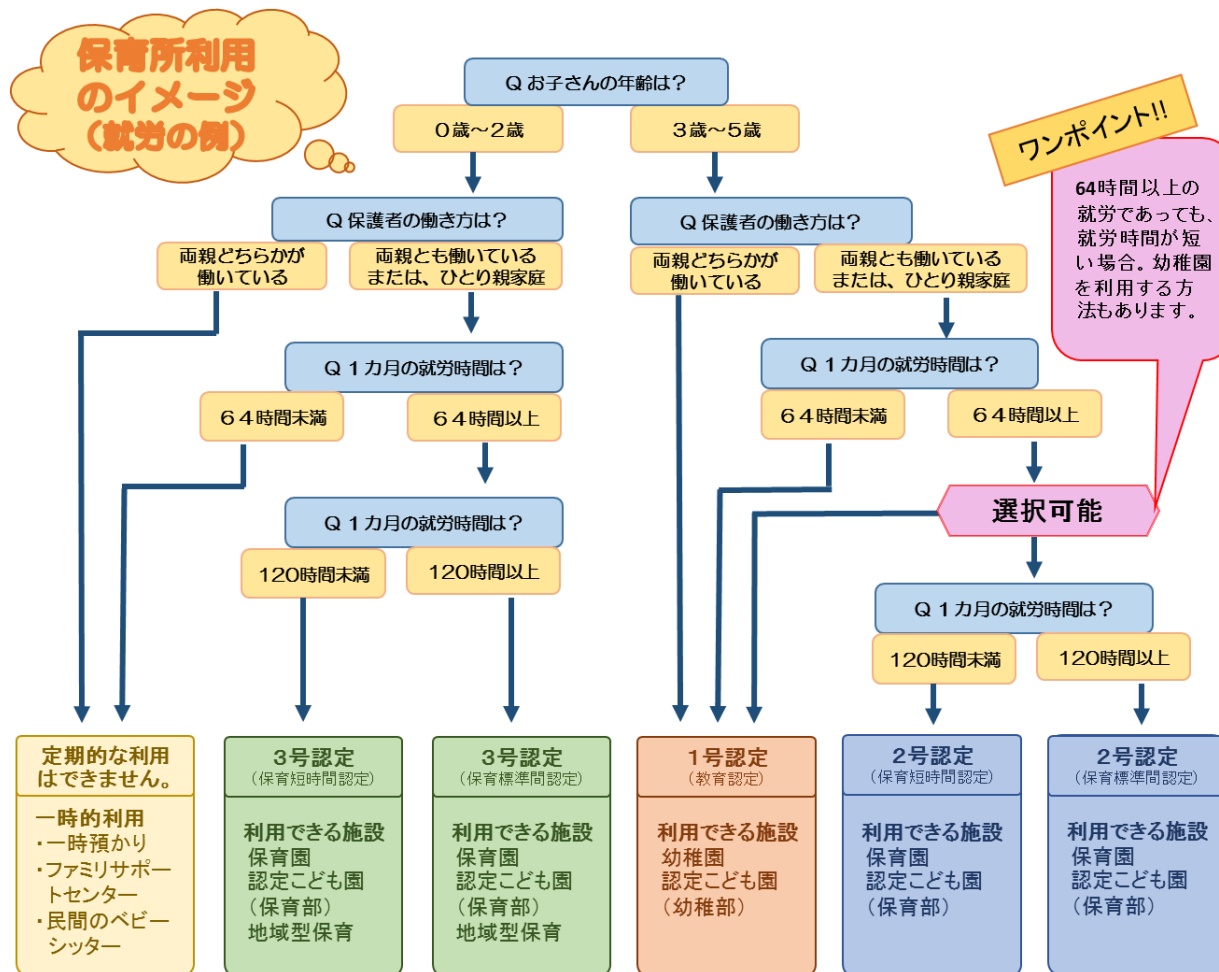
| 公私 | 園名 | 住所 (電話番号) | 認定 区分 | 定員 | 開所時間 | 基本時間 | 延長保育 実施時間 | 令和2年度一斉申込期間・募集数※ | | | | | | |
|----|--------|----------------------|----------|-----|------------|------------|--------------------------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | | 期間 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| 公立 | 小笠北幼稚園 | 嶺田 85 (☎ 73-2004) | 幼稚部 | 210 | 7:30-17:00 | 8:00-14:00 | 7:30-8:00 14:00-17:00 | 10/1~15 | / | / | / | *** | *** | *** |

令和2年度の保育園・認定こども園・小規模事業の申込受付期間

| 入所希望月 | 申込受付締切日 | 入所可否通知 |
|-----------|---------------|-----------|
| 令和2年4月～6月 | 令和元年10月15日（火） | 令和2年1月末 |
| 令和2年7月 | 令和2年4月15日（水） | 令和2年5月上旬 |
| 令和2年8月 | 令和2年5月15日（金） | 令和2年6月上旬 |
| 令和2年9月 | 令和2年6月15日（月） | 令和2年7月上旬 |
| 令和2年10月 | 令和2年7月15日（水） | 令和2年8月上旬 |
| 令和2年11月 | 令和2年8月17日（月） | 令和2年9月上旬 |
| 令和2年12月 | 令和2年9月15日（火） | 令和2年10月上旬 |
| 令和3年1月 | 令和2年10月15日（木） | 令和2年11月上旬 |
| 令和3年2月 | 令和2年11月16日（月） | 令和2年12月上旬 |
| 令和3年3月 | 令和2年12月15日（火） | 令和3年1月上旬 |

※概ね入所希望月の3か月前までの申請になります。必要書類をそろえて申請してください。
 ※園や歳児クラスによっては、定員を満たしているため受け入れができないことがあります。

保育所利用のイメージ（教育・保育の選択）



※「教育認定」施設の利用時間は概ね5時間（9時～14時）となります。

※「保育短時間認定」施設の利用時間は8時間が上限となります。

※「保育標準時間認定」施設の利用時間は11時間が上限となります。